

第1号議案「2017年度 事業計画」

I、はじめに

- ・今、世界的に「戦争か平和か」「格差・貧困の放置か是正か」が問われ、転換をもとめる運動が大きな広がりを見せています。国内や石川県においても、社会保障の自助、共助化へのもくろみと、格差と貧困の拡大が進むもと、それに対する市民・住民の組織的な反撃が開始されています
- ・法人は「医療介護構想を担う医師の確保と養成」「民医連らしい資金結集」「城北新病院建設の順調な遂行」「事業所の中期計画に基づく経営改善方針の決定と実践」などの課題に直面しています。医師の確保と養成を基軸としながら、すべての課題を全職員と友の会、地域住民の力で打開してゆきましょう。
- ・昨年度末の3月総会で、法人の「中期事業計画・中期経営計画」を決定しました。2016年度の私たちの活動の到達、2017年度の方針・予算の実践、そして18年の医療介護のダブル改訂を勘案し、中期経営計画の見直しを、2018年6月の定時総会で行います。
- ・2017年度のクオリティーポリシーは2016年度に引き続き、以下の通りとします。
 - 1、日本国憲法の理念を生かし、平和と福祉あふれる、ゆたかな社会の構築に貢献します。
 - 2、安全で安心かつ信頼される医療、保健、介護、福祉の包括的なサービスを提供します。
 - 3、民医連綱領にうたう使命を自覚し目標を実現する担い手を、地域および職場で養成します。
 - 4、ヘルスプロモーションの観点から、いきいきと働き続けられる職場づくりを推進します。

II、2017年度事業計画

1) 事業目的を担うにふさわしい法人運営の改善

- ・総会で「事業計画」「予算」「事業報告」「決算」を一体的に議論できるようにするため、2017年度より総会を6月の定時総会の年1回とします。そのための定款変更を2017年3月総会で行います。
- ・法人会員が「事業計画」「予算案」にこれまで以上に積極的に議論に参加できるように、従来5-6月に開催していた法人会員協議会を2月-3月に実施します。(秋の開催は従来通り)
- ・法人会員組織の拡大強化を進めます。現在160人台の会員数を200名規模まで拡大します。各地域で友の会活動に参加されている方々をはじめ、広範な世代の皆さんを法人会員に積極的に迎えます。あわせて、法人の役割や活動への理解を深めるために、法人会員対象の研修会を実施します。

2) 無差別平等の医療と介護・福祉の推進

- ・全日本民医連の医療活動方針の2つの柱、①貧困と格差、超高齢社会に立ち向かう無差別・平等の医療介護の実践、②安全・倫理、共同のいとなみを軸とした総合的な医療・介護の質の向上を実践してゆきます。
- ・16年度に各事業所で検討が進められた「事業所中期計画」を、法人として確認する作業を進め、18年度の定時総会で行う予定の中期事業計画・経営計画の見直しとともに、法人の計画に組み込んでゆきます。

- ・城北病院

石川民医連のセンター病院として民医連医療活動方針の2つの柱（内容は前述）を、新病院建設を進めながら実践します。

第2期・第3期工事を順調に進める

4月 介護療養病床を医療療養に転換

秋 新西病棟の一部供用開始

7対1入院基本料を引き続き維持する

高い病床稼働率によって支えられている経営構造から、稼働率が下がっても利益が確保できる構造への転換が必要。

- ・輪島、羽咋、上荒屋の各クリニックでの無料低額診療事業開始に挑戦してゆきます。事務職員はじめ、社会福祉主事任用資格の取得を推進します。
- ・地域での医療、福祉介護の切実な要求に対する相談活動は診療所においてもその重要さはかわりません。法人として社会福祉士の計画的な採用と配置を検討してゆきます。
- ・24時間対応をめざし金沢市内のヘルパーステーションの統合を、雇用を守りながら進めます。

3) 「総合事業（※1）」への運動と対応、あるべき地域包括ケアの実践

- ・2017年4月から「総合事業」が全自治体で開始されます。何か新しい介護サービスが創設されるように「錯覚」しがちですが、この事業は、公的介護保険サービスを利用できていた方の「保険はずし」が本質です。
- ・総合事業は「訪問介護」「通所介護」が対象となっています。現在利用している要支援者のサービス継続を保障するという観点で、A事業（基準緩和型 ※2）は、法人各事業所で総合事業の受託することを基本としますが、人員体制自体が困難になっている現状を踏まえ、受託しないという選択肢もあり得ると考えます。B事業（住民主体 ※3）は、自治体の直営や社会福祉協議会等が、実施に責任を持つように求める運動をすすめます。
- ・A事業（基準緩和型）は、現行介護報酬の8割以下に削減されているため、今後とも民医連事業所が担うことは経営的にも困難です。今後の総合事業の新たな展開の「枠組み」について、県連内で協議を始め、2017年度中に結論を得ます。
- ・利用者のサービスの維持のため民医連事業所が総合事業を受託することは重要ですが、そのことでこの問題が内在化し、矛盾が見えにくくするという面があります。今後、新規に介護保険の利用を求める方が、要介護認定を受ける権利が保障されず「門前払い」されることも危惧されます。また、総合事業の対象を要介護2まで拡大させることも計画されており、具体的な問題事例をつかみ、自治体の責任によって、住民が介護保険サービスを受けることできるように運動を強めます。
- ・私たちが目指す地域包括ケアは、各地域で、医療・介護・予防・住まい、生活支援サービスが有機的、一体的に提供されることです。「地域包括ケア」という用語は使わなくともその意図する内容は、「住まい」を除いては、民医連は、友の会とともにこれまでも取り組んできました。その実績を踏まえて、あるべき地域包括ケアを実践してゆきます。
- ・今後、地域完結スタイルでこれを進めるには、「生活支援サービス+住まい」の拡充を法人の重点戦略にすることが必要になります。

4) 友の会とともに「健康と福祉のまちづくり」をすすめます

- ・すべての人が安心して住み続けられる地域づくりは事業所と友の会の共有の願いです。その実現のためには、事業所の医療活動、介護福祉活動と同時に、友の会と一体となった地域活動をすすめます。そのための、「支部がまちづくり活動をすすめる拠点づくり」を進め、県連的に財政的な対応を具体化します。
- ・患者、職員、地域住民の健康水準を向上させ、「わたし」「わたしたち」「地域そのもの」の健康めざし、地域の諸団体や自治体とも連携し健康と福祉のまちづくりをすすめます。
- ・日本HPHネットワークに加盟している事業所は、城北病院、寺井病院です。城北歯科をはじめ加盟事業所を拡大してゆきます。
- ・健康体操、健康カフェ、食事会、地域サロンはじめ子供から高齢者まで参加できる地域活動を進め、健康チャレンジや健康まつりなど日常的な運動を友の会とともに進めます。
- ・友の会の活動が各地域で広がっています。その事務局を担う職員の配置が重要になってきています。17年度は、支部活動を推進しつつ、全ブロックへ組織部の担当者の配置を行います。
- ・友の会活動の発展の中で、民医連との接点のなかった方の運動参加も広がってきています。友の会活動のあらゆる活動で、職員が民医連を語り、資金参加も含めた民医連の事業への参加を呼びかけてゆきます。

5) 医療介護構想を担う医師の確保と養成

- ・医学生に民医連への共感を広げ、奨学生を新たに4名確保します。
- ・既卒医師への働きかけを強め、医師の多様な働き方をひろげ、医師4名を確保します。参加した既卒医師に、民医連の医療活動と運動に共感を持っていただき、医師集団としての団結を強固にするための働きかけを継続してゆくことが大切です。
- ・新専門医制度の動向を踏まえ、城北病院での後期研修の条件整備を進めます。
- ・医師労働軽減と医療の質の向上、安全性確保のため、医師事務補助者の配置と養成をすすめます。

6) 計画的な経常利益の確保

- ・2017年度の経常利益目標は2007万円とします
- ・寺井病院グループの経営構造の再転換を検討する「寺井G経営再建会議」を開始します。
- ・入居系介護事業所(=将来ゆめ福祉会に移管する事業所)について、3年計画で経営改善する計画を法人の責任で作成し実践してゆきます。
- ・通所リハ事業所は、本来一定の利益を出すことができる事業です。上半期の実践を踏まえ、その後の事業の在り方を判断します。
- ・協同基金受入れ目標7000万円をやり遂げる大運動を、友の会とともに方針化し、年度当初から取り組みます。

7) 次の時代を担う職員の育成

- ・薬剤師、看護師をはじめとする職員の計画的な確保を進めます。
- ・2016年度の事務管理者養成講座の卒業生の事務管理者への積極的登用を進めます。2017年度

は事務職に限らず「法人管理者養成講座」として開講し、次世代を担う管理者の養成を系統的に進めてゆきます。

- ・新卒介護福祉士の複数採用と、介護奨学金制度の新設、高校生対策の強化をすすめます。そのためにも介護部の体制強化を図ります。「ケアの質の向上」「介護職員の確保と育成」「介護事業の経営改善」に取り組みます。
- ・昨年度方針の「介護職員初任者研修」は、事務局体制の確保が困難なため取りやめます。

8) 労働条件の改善

- ・隔週開催の専務会議に合わせて、各法人専務の参加を得て、労使の労働条件プロジェクトを2月から開始します。
- ・労働条件の改善は挑戦してゆくべき課題です。それを実現できる経営基盤を確立してゆきます。

9) いのちと平和、民主主義の取り組み

- ・法人クオリティー目標の具体化と実践をすすめます。
- ・いのちと暮らし、平和と民主主義を守り発展させる運動に、友の会とともに取り組んでゆきます。また公益社団法人として、地域の各団体をむすぶ「架け橋」の役割を果たしてゆきます。
- ・その一環として、社会保障の拡充の観点で 県政、市政の学習を進めます。

以上

【用語解説】

※1 「総合事業」

- ・厚生労働省は、「通所介護」「訪問介護」の利用者で、介護保険認定の要支援1、要支援2の方は、介護保険サービスから分離し「総合事業」という別の体系の事業に移行させます。この総合事業は、2017年4月から全国の自治体で一斉に始まります。

※2 「A事業（基準緩和型）」

- ・総合事業では、介護福祉士やホームヘルパーなどの有資格者ではなく、2日間程度の簡単な研修を受けたものに、総合事業のサービス提供を担わせることもできます。有資格者を配置しなくてもいいという意味で「基準が緩和される」ということです。そのため事業所への報酬は、従来の要支援の介護報酬の6割から8割程度に減額されます。自治体は「従来と同様なサービスを、安い料金で利用できるようになります」と説明しています。

※3 「B事業（住民主体）」

- ・総合事業を、前記の「2日程度の研修修了者」すら配置せず、ボランティア主体で行わせようとするものです。金沢市ではB事業については、その事業の概要をまだ公表していません。